

京公審答申第20号

平成7年1月19日

京 都 府 知 事
荒 卷 禎 一 様

京都府公文書公開審査会
会 長 芦 田 禮 一

公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

平成6年10月3日付け6道建第447号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について実施機関が非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 平成6年8月18日、異議申立人は、京都府情報公開条例（昭和63年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「所在亀岡市旭町今峠 地番壱番式 地目山林 地積525㎡左記にかかる（土地登記平成3年12月13日受付第14220号）売買による売買契約書の売買価格の判る部分」を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 同年9月1日、実施機関は、上記請求に対応する公文書として、「所在亀岡市旭町今峠 地番壱番式 地目山林 地積525㎡（土地登記平成3年12月13日受付第14220号）に係る売買による売買契約書の売買価格の判る部分」（以下「本件公文書」という。）を特定の上、これを公開しないとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 本件公文書を公開しない理由は、条例第5条第1号に該当するためとした。
- 4 同年9月20日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張は概ね次のとおりである。

- 1 条例第5条第1号に規定する「個人情報」に該当しないことについて

- (1) 本件公文書は本件売買の価格が判明するのみであり、契約者個人の全財産状況が判明するものではない。
- (2) 自治体がいかなる財産をいかなる価格で購入したかは予算執行にかかわる問題であるから議会などの民主的過程での批判にさらされなければならない。
- (3) 自治体住民の知る権利及び情報公開条例の趣旨からすれば、このような課題については積極的に文書は公開されるべきである。
- (4) 本件公文書が民主的過程で批判にさらされることについては、買い主は当然了解していると考えられる。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べている説明を総合すると、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、府が平成元年度から取り組んでいる一般国道477号道路改良事業の事業用地を取得するため、平成3年12月10日に締結した売買契約書の売買価格を表示する部分である。

2 本件公文書を非公開とした理由

本件売買契約は、府と個人との間に締結された契約であり、その売買価格は契約者個人の本件売買による収入に関するものであり、個人に関する情報に該当する。

また、本件売買契約用地については、平成3年12月13日付けで所有権移転登記を終えており、その土地登記簿謄本は一般に入手可能である。

このため、本件売買契約の相手方は容易に特定され、本件公文書の公開により契約者個人がどの程度の収入を得たかが他人に知られ得ることになる。

本件売買契約のように契約の一当事者が地方公共団体であっても、それによる収入に関する情報は、個人の財産状況に係る個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが社会的に正当であると認められている情報であり、条例第5条第1号に該当する。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、府民に公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、ひいては府民全体の利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第5条において適用除外事項として具体的に類型化し規定したものである。

そして、同条に定める事項に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的に捉え判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件公文書に係る情報は、条例第5条第1号に該当すると説明するので、これについて検討、判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、道路改良事業の事業用地を取得するため、平成3年12月10日に府と個人との間で締結した土地売買契約書の売買価格を表示する部分である。

(2) 条例第5条第1号に該当することについて

条例第5条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと思ふことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

ア 個人に関する情報であることについて

本件公文書は、府と個人との間で締結した土地売買契約書の売買価格を表示する部分であり、契約者個人の情報である。

イ 個人が特定され得るものであることについて

本件売買契約用地については、売買契約の相手方個人から府への所有権移転登記が平成3年12月13日付けで完了しており、その土地登記簿謄本は不動産登記法の規定により何人でも取得することができることから、契約者個人は容易に特定される。

ウ 通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることについて

自己の所有地を売却することは、個人にとっては日常的な行為ではなく、また、通常多額の金銭の授受を伴うことなどから、その所有地の売却価格については、公表されたくないと考えるのが通例である。

一方、契約の相手方が京都府であることに着目すれば、公金の支出については「1 基本的な考え方」でも述べたように、府政のより公正な運営の確保などのために、可能な限り明らかにされる必要はある。しかし、本件道路改良事業の買収用地の範囲、用地費の総額、用地面積の総数、地目、筆数などについては知り得る状況にあり、また、あえて特定の一個人との土地売買の契約価格を明らかにしなければならない特段の事情があるとは認められない。

以上のことから、本件公文書の情報は、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。